第二百三十五条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「免責の決定があったときは」を「前項に規定する場合には」に、「その主文及び理由の要旨を記載した書面」を「同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　免責の決定があったときは、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

第二百四十条第二項中「提出すべき旨」を「提出し、又は最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面に記載すべき事項をファイルに記録すべき旨」に改める。

別表を削る。

第二節　民事再生法の一部改正に伴う経過措置

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第百四十六条　前条の規定による改正後の民事再生法（以下この節において「改正後民事再生法」という。）第十八条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される再生事件（以下この節において「改正後再生事件」という。）における再生手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第百四十七条　準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後再生事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された再生事件（以下この節において「改正前再生事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第百四十八条　準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後再生事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第百四十九条　準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後再生事件における公示送達について適用し、改正前再生事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第百五十条　準用民事訴訟法第一編第七章の規定は、改正後再生事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前再生事件における第百四十五条の規定による改正前の民事再生法（第百六十二条において「改正前民事再生法」という。）第八条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第百五十一条　準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後再生事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前再生事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

（口頭弁論調書に関する経過措置）

第百五十二条　準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後再生事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前再生事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

２　準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後再生事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前再生事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

（尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置）

第百五十三条　準用民事訴訟法第二百五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第百五十四条　準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項の規定は、改正後再生事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前再生事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子裁判書の作成に関する経過措置）

第百五十五条　準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後再生事件における電子裁判書の作成について適用し、改正前再生事件における裁判書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第百五十六条　準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後再生事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前再生事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第百五十七条　改正後民事再生法第十六条の三の規定は、改正後再生事件に関する事項の証明について適用し、改正前再生事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第百五十八条　改正後民事再生法第二十六条第六項、第二十八条、第二十九条第五項及び第三十条第五項の規定（これらの規定を改正後民事再生法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、改正後民事再生法第三十一条第六項（改正後民事再生法第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項、第六十二条第六項、第六十五条第四項、第八十条第二項、第百二条第三項（改正後民事再生法第百三条第五項、第二百十三条第四項、第二百十八条第三項及び第二百二十六条第四項において準用する場合を含む。）、第百五条第六項、第百三十四条の四第六項、第百三十六条第四項、第百四十二条第七項、第百四十四条第三項、第百四十八条第三項及び第五項、第百五十条第六項、第百七十二条の三第五項並びに第百八十九条第四項の規定並びに改正後民事再生法第二百二十三条第七項及び第二百二十六条第四項の規定（これらの規定を改正後民事再生法第二百四十四条において準用する場合を含む。）は、改正後再生事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（事業等の譲渡に関する株主総会の決議に代わる許可の決定に関する経過措置）

第百五十九条　改正後民事再生法第四十三条第二項及び第三項（これらの規定を第百六十八条の規定による改正後の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における代替許可の決定について適用し、改正前再生事件における代替許可の決定については、なお従前の例による。

（電子再生債権者表の作成等に関する経過措置）

第百六十条　改正後民事再生法第九十九条、第百四条第二項（改正後民事再生法第百十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百十条（改正後民事再生法第百十三条第五項において準用する場合を含む。）、第百八十条並びに第百八十五条（改正後民事再生法第百八十九条第八項、第百九十条第二項及び第百九十五条第七項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における電子再生債権者表の作成、記録及び更正の処分について適用し、改正前再生事件における再生債権者表の作成、記載及び更正の処分については、なお従前の例による。

２　前項の規定によりなお従前の例によることとされる再生債権者表の更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨の書面を作成してしなければならない。

３　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項の規定によりなお従前の例によることとされる再生債権者表の更正の処分について準用する。

４　改正後民事再生法第百八条（改正後民事再生法第百十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後再生事件における再生債権に関する査定の手続又は訴訟手続における主張の制限について適用し、改正前再生事件における再生債権に関する査定の手続又は訴訟手続における主張の制限については、なお従前の例による。